

薬局と薬店の違い

一般に、医薬品を扱っているお店を「薬局」といいます。
 しかし薬局以外にも、医薬品を扱っているお店も多いのです。
 医薬品の取り扱いに当たっては、薬事法により、業態毎にその取
 扱い範囲が区別され、次のようにまとめることができます。



医薬品を販売する主な事業者

薬局

薬局にはいつも薬剤師がいて医薬品を販売します。そして調剤室があり、調剤を行なうことができます。
 “医薬品を取り扱う場所であって、薬局でないものには薬局の名称を附してはならない”と定められ、他の医薬品販売業では薬局の名称を使うことはできません。



一般販売業

一般販売業には薬剤師がいますが、調剤室がありません。薬局と同様に医薬品を販売できますが、調剤はできません。
 薬局の名称が使えないため、〇〇薬品、△△薬店、××ドラッグストアなどの名称が使われています。



薬種商販売業

薬種商販売業は薬剤師がいることが義務づけられていませんので、調剤はできません。
 薬種商は指定医薬品(その取扱上、薬剤師の能力を必要とする医薬品で厚生大臣が指定したもの)を販売、授与することは禁じられています。
 薬種商の店舗は、〇〇薬品、△△薬店、××ドラッグストアなど一般販売業と同じような名称が使われています。



医薬品を販売する主な事業者の比較

事業者	資格	調剤	扱える医薬品	(名称など)	
薬局	薬剤師必置	調剤可	すべての医薬品	店舗販売	〇〇薬局
一般販売業	薬剤師必置	不可	すべての医薬品	店舗販売	〇〇薬店 〇〇薬品 〇〇ドラッグ
薬種商販売業	薬種商	不可	指定医薬品以外の医薬品		

指定医薬品: 毒薬、劇薬、抗生物質

その他の医薬品を販売する事業者

配置販売業

越中富山の薬売りに代表されている「配置売業」は、あらかじめ業者が消費者に医薬品を預けておき、次に回ってきた時に、使用された分だけの代金を請求する、という販売方式のことです。

配置販売業の許可は、配置しようとする区域ごとに、その都道府県知事の許可が必要です。許可にあたっては、申請者が配置売業を行うのに必要な知識経験が問われますし、配置販売業は、都道府県知事が指定した配置販売指定品目以外の医薬品を販売、授与することはできません。



地域によっては、薬局や医薬品販売業の普及が十分でない場合があります。また、駅の構内などのような特殊なところでは薬局などが利用しにくい場合もあります。

このような不便を解消するために都道府県知事が取り扱う品目を指定して店舗を構えることを許可したものを特例販売業といいます。

